

マンガで読める♪

資料請求

ありがとうございます

知っておきたい

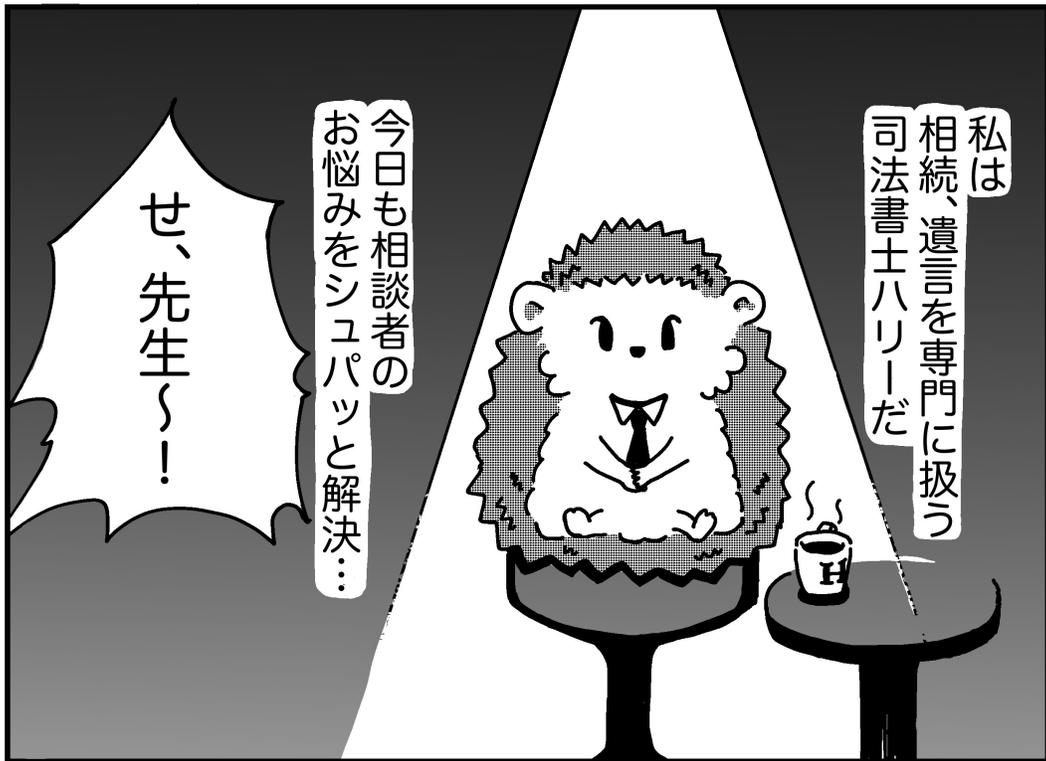
遺言・相続のこと



難しそうな
遺言・相続のことを
わかりやすく解説

監修
漫画

富田和男司法書士事務所
すうどあさみ



※保険金にも相続財産となる種類もあります。

その通り
次は
相続財産だ
太郎さんの財産は
こんな感じ

家：3000万円
貯金：1000万円
死亡保険金：400万円

はい！
『遺産分割』の簡単な例で確認してみよう

うーん、それらの財産を足して割れば...
誰なんでしょう

この家族を例に見てみると...
太郎
妻
太郎さんが亡くなった場合妻と二人の子供が相続人となる
長男
次男

死亡保険金の受取人は長男になっている
ふむふむ

ではマチコ君 この三人の法定相続分はどうなるかな？
えーと、各相続人の取り分の割合が法律で決まってるんですよ

死亡保険金の四百万円は長男だけの権利なので... 含まれない！
そうだ！

はい！
配偶者、つまり奥さんが二分の一で二人の息子さんはそれぞれ四分の一ずつになります

妻	長男
	次男

